

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おきかへ
る)

目次

◇告 示

- 新たに生じた土地の確認
町の区域の変更
- 解除予定の保安林 (二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業の認可 (十七件)
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第千四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和四十九年九月二十日現在の地番による。)	新たに生じた土地の面積
境港市昭和町九の一、一〇、一〇の三及び二二の二と一体をなす無番地地先	二二〇、〇五六・七九五平方メートル

区域を変更する町の名	同上の区域(昭和四十九年九月二十日現在の地番による。)
昭和町	昭和町の全域並びに昭和町九の一、一〇、一〇の三及び二二の二と一体をなす無番地地先二〇、〇五六・七九五平方メートル

鳥取県告示第千六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字榎保木九七七、九七九の一、九七九の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二九一八の二、字大西三〇五五の五、三〇五五の六、三〇五六から三〇六〇まで、字二馬場谷三〇六二、三〇七二、三〇七三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八号

昭和四十九年十月十八日付けで北条町土地改良区から申請のあった土地改良(江北地区維持管理)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字弓原三八五の四

北条町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

昭和四十九年十月一日付けで東伯郡東伯町大字山田三一六番地平野武雄ほか四十九人の者から申請のあった土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認

めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十号

大沢土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十一号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（勝負谷地区区画整理）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（松上地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（高住地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（上野第二地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（岩坪第二地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十六号

国府町から申請のあつた町営土地改良（吉野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十七号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（小河内地区農業用排水）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十八号

関金町から申請のあつた町営土地改良（湯原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千十九号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（絹屋地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十号

江府町から申請のあつた町営土地改良（佐川地区農道整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十一号

江府町から申請のあつた町営土地改良（西成地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良（袋原地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良（日ノ詰地区農業用排水）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良（御机地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十五号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（西尾地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十六号

会見町から申請のあつた町営土地改良（鶴田地区農業用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（尾崎地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号

昭和四十九年第十五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十九年十一月十九日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

三 議題 (1) 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正について

(2) 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正について